| | |
|---|---|
| 第十二条（見出しを含む。） | 第六条第三項 |
| 第十三条第一項 | 第七条第一項 |
| | この条及び第十五条 |
| 第十三条第二項 | （略） |
| | 同条第四項第二号 |
| | 第六条第三項 |
| 第十三条第三項 | （略） |
| | 同項第四号 |
| 第十四条（見出しを含む。）及び第十五条（見出しを含む。） | 第七条第二項 |
| （削る） | （削る） |
| 第十六条 | 第五条第三項 |
| 第十七条第二項 | （略） |
| | 同条第四項第二号 |
| | 第六条第三項 |
| 第十八条第一項 | 第八条第一項 |
| （略） | （略） |
| 第十九条（見出しを含む。） | 第八条第三項 |
| | 第五条第一項 |

| | |
|---|---|
| 第十二条（見出しを含む。） | 第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第十三条第一項 | 第七条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| | この条（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十五条（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第十三条第二項 | （略） |
| | 同条第四項第二号（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| | 第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第十三条第三項 | （略） |
| | （新設） |
| 第十四条（見出しを含む。） | 第七条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第十五条（見出しを含む。） | 第七条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第十六条 | 第五条第三項及び第四項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第十七条第二項 | （略） |
| | 同条第四項第二号（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| | 第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第十八条第一項 | 第八条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| （略） | （略） |
| 第十九条（見出しを含む。） | 第八条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| | 第五条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |